

# 「栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱」の改正について

## 1 改正内容

### (1) 根拠条文の変更

#### ① 第3条第1項（事前協議）

法第12条第3項→第5項

#### ② 第3条第2項第14号（事前協議）

法第12条の3第3項前段若しくは第4項

→法第12条の3第4項前段若しくは第5項

### (2) 根拠条文の変更による表現の明確化

#### 第9条（処理状況の確認等）

法施行規則第8条の5第1項→表により記載

## 2 施行期日

改正後の要綱は、平成23年4月1日から適用します。（改正法の施行日と同日）